

生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律案(居住支援関係)についての意見

坂庭国晴

(国民の住まいを守る全国連絡会代表幹事)

1. 改正案での「居住支援事業」の積極性

改正案第三条の第2項で「就労及び居住の支援……」が明記され、同第6項で「生活困窮者居住支援事業」とされたことは積極性を持ち、評価できます。そして、同項の二でその事業について、「訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜供与する事業」と規定しています。

現行の「施行規則第八条の三」では、便宜供与する事業として、①訪問による必要な情報の提供及び助言、②地域社会との交流の促進、③住居の確保に関する援助、を示しています。この「住居の確保に関する援助」を切れ目のない支援として推進することは重要です。

2. 生活の基盤である「住まいの確保が不可欠」

前記に関連し、改正案のもとになった「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」(2023年12月27日)には次ぎの記述があります。「生活困窮者等の生活の安定に向けては、生活の基盤そのものである『住まい』の確保が必要不可欠である。一方で、不安定居住者の一定数の存在に加え、単身高齢者世帯の更なる増加や、持ち家比率の低下等により、住宅の確保に配慮を要する者や、持ち家があっても身寄りがいない者に対する住まいの支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。」としています。

「生活の基盤そのものである住まいの確保が不可欠である」について、改正案は明確ではありません。「住まいの支援のニーズの高まり」の施策と合わせ、進めることを求めます。

3. 困窮者に対する「居住保障」の重視と実行

前記のように最終報告書では、単身高齢世帯のみならず、「不安定居住者、持ち家比率の低下、住宅の確保に配慮を要する者」などが示されています。こうした住宅困窮者に対する居住保障を重視し、実施していことが求められますが、改正案などには見られません。

実態は、単身高齢者世帯は約140万世帯(賃貸住宅居住の2/3)が民間賃貸住宅に居住しています。こうした者に対する居住保障は家賃補助の実施が不可欠ですが、改正案に関連しての言及はありません。また、高齢者の公営住宅居住は81万世帯で全高齢者世帯の6%という状況です。公営住宅の抜本的な施策強化が必要ですが、結びつく施策・措置は改正案に関連してありません。居住保障の2本柱、家賃補助制度と公営住宅施策について追求していただき、住居確保、居住保障と連続した居住支援施策を求めます。

#### 4. 「居住支援強化のための措置」について

改正案は「居住支援強化のために措置」として、4つをあげています。このうち(1)自治体による相談支援等を明確化し、一貫した居住支援を強化する。(2)見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とする。地域での安定した生活を支援する。を示しています。これらは、必要な措置といえますが、支援の実際、現場を踏まえていないきらいがあります。

自治体による相談支援、見守り等の支援は、多くの自治体で行われていますが、マンパワー・体制不足の中できわめて不十分のまま推移しています。実際の現場では、自治体は民間の生活困窮者支援団体、居住支援法人などに連絡、取り継いで支援を行っている実態にあります。「一貫した居住支援の強化」、「地域での安定した生活支援」は、自治体の努力義務だけでは実現しません。生活困窮者支援団体や居住支援団体への経済的補助、支援を一貫して強化し、自治体との連携を緊密にした居住支援の措置を実施すべきです。

#### 5. 「住居確保給付金」の対象拡大について

上記の(3)は「家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。」としています。この改正案の措置はきわめて部分的で、求められている住居確保給付金の改善から遠いものです。

これまでの一定水準の賃貸住宅、持ち家から経済的事由等で転居せざるを得ない者に対して、「家賃低廉な住宅への転居」は「安定した生活環境」にはなりません。現住宅への居住継続が必要であって、そのための住居確保給付金の支給や家賃補助を適用すべきです。

住居確保給付金の改善については、①求職活動要件の廃止、②再支給の条件の拡大、③収入要件と支給額の拡大、の実施が必要です。そして、住居確保給付金を土台にした、恒常的な住宅手当の実現が求められています。

#### 6. 「無料低額宿泊所」の改善について

上記の(4)は、「無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保」ですが、先決すべきは現状の「無料低額宿泊所」の様々な改善、改良です。貧困ビジネスは当然無くすべきですが、「届出義務違反の罰則」という取締強化では、抜本改善にはならないと考えます。

先のコロナ禍の時期、東京都などでは住まい喪失の生活保護申請者に対し、「協議ホテル」を宿泊場所として提供し、利用することができました。しかし、2022年10月以降は「協議ホテル」は終了となりました。都内などの生活保護申請者は、千葉や埼玉の「山奥の無料低額宿泊所に」と言われ、申請を断念する事例が生まれました。

最大の問題は、安心して暮らせる個室の宿泊所が圧倒的に不足していることにあります。国と自治体が共同して、生活保護申請者が安心して滞在できる宿泊場所を確保していくことが求められます。その際、生活困窮者支援団体などが管理・運営する宿泊所、シェルターの借上げ、支援を行うことも検討すべきです。

以上